

中国における政治変革と刑事法の進化

王 雲 海
(一橋大学大学院法学研究科教授)

* 司会 :

次に中国における政治変革と刑事法の進化ということで、一橋大学大学院法学研究科の王雲海教授に報告をお願いしたいと思います。

ただいま浜先生から紹介していただいた一橋大学の王雲海と申します。私は一橋でとても有名です。なぜかというと、声が大きくてよくしゃべるということで有名になっています。そういう私に早稲田でしゃべる機会を作ってくださった早稲田の皆様、特に林華生先生、小口先生に感謝したいと思います。

私のテーマは一応、中国における政治改革と刑事法の進化というものでありまして、まず、先ほど小口先生は憲法、あるいは民事法に関しまして中国での変化を述べてくださったんですけれども、私の専攻は刑事法でありまして、何が刑事法かといいますと、一国の犯罪と刑罰に関する法律はいわゆる刑事法です。そして、刑事法の進化といいますと、進化はやっぱり目標があって、いい方に動いていくということなんですけれども、では、どんな刑事法がいい刑事法でしょうかということなんですけれども、どんな刑事法がいい刑事法かということと、どんな国家、どんな法律がいい国家、いい法律かと同じことでありまして、ここでちょっと皆さんに訊きたいんですけれども、どんな国家、どんな法律がいい法律でしょうか。というと、恐らく皆さんはまず、民主主義的な国家、民主主義的な法律はいいよというふうに答えますけれども、そこでまた皆さんに訊きたいんですけれども、民主主義とは何か、何が民主主義でしょうか。というと、民主主義というと大体3つの要素で語られると思います。

1つは国民主権でして、1つは選挙でして、もう1つは多数決ですよ。国民主権があって、選挙をやつて、選挙の中で多数の方が勝つというようなことが民主主義でありまして、本質的に言いますと、民主主義というのは力の支配の原理でありまして、多数の方が勝つんです。選挙の中で、少数の方を勝たせるという制度はまだ見たことがないんですよ。要するに、民主主義というのは、本質的に言いますと、これは力の支配、多数の支配であります。

そのために、近代国家、あるいは理想の国家は、民主主義という柱と同時に、もう一方の柱が必要です。それは何かというと、立憲主義、あるいは法治主義です。立憲主義で法治主義というのは何かといいますと、それは人権原理、あるいは合理性原理です。だから、ある人は死刑にするかしらないかは、これは国民投票で決められるわけではなくて、例えば国民投票で、あいつは死刑にしようとする多数がそういう投票をしたとしても、その人は犯罪を犯していなければ死刑にしてはいけないというのか、これは立憲主義、法治主義の原理です。そういう意味で、民主主義は力の支配に対しまして、法治主義というのは理性の支配、人権の支配です。

我々、目指している、あるいは近代国家は、実はその二本柱からできているということですよ。特に、今我々の時代はいわゆるネットを中心とした大衆社会でありまして、民意というものはあっという間に形成される時代でありまして、民意の形成は早ければ早いほど歪みも出てきます。そういう民主主義的な非合理的な要素にブレーキをかけるために、また、我々社会はポピュリズムのような社会にならないため

に、何が強調されるべきかという、民主主義というより、むしろ今は立憲主義、法治主義が強調されるべき時代にきています。

そのため、今、アメリカはあまり見当たらないですが、ヨーロッパでは、いわゆる法治主義の活躍している民主主義というスローガンというか、そういう発想が出てきています。残念ながら、そういうような発想はアメリカ、日本ではまだできていないので、私の目から見ますと、今、特に日本ですね、どういうことが問題になっているかという、民主主義という名のもとで、いわゆるポピュリズムが流行っているんですね。そういうことで、法治主義からしますと、いろいろ問題が出てきます。いまは必要なのは、民主主義だけではなくて、民主主義と法治主義の両方です、特に情報化時代では、法治主義なのであります。

そういう意味では、どのような刑事法が理想なのかという、一方では民主主義の合理的な要素を取り入れる。しかし、他方では民主主義の歪み、民主主義の行き過ぎた部分を抑えていくというような法律、刑事法は理想的な法なのであります。また、進んでいくべき刑事法の方角というふうにまず言っておきたいと思います。

そして、次にもう一つ、政治改革というものがありますけれども、何が政治改革なのかということも皆さんに訊きたいんですけれども、政治改革というのは一定の理念、目標をもっていて、外見的な政治システム、外見的な政治構造を積極的に主体的に変えていくことが政治改革ということです。では、どんなような政治改革が理想的なものなのかという、これも先ほど話したように、民主主義的な要素を十分に取り入れながらも、法治主義を許す、あるいは立憲主義を守れるというような政治改革でないと、これはいい政治改革とは言えません。要するに、政治改革がいいか悪いかは、民主主義という一つの視点だけでなく、法治主義の視点も必要だということです。

そして、この民主主義的な合理的な要素を守りながら法治主義も実現できるような政治改革は理想的なものになるわけです。これは一般論でありまして、じゃあ、そういう一般論を持っていて、中国の政治改革と刑事司法の進化の関係を見る場合は、どんなことが必要なのかという、まず一つは、中国のことに關して言いますと、政治改革と同時にもう一つ概念が必要です。それはどういう概念かといいますと、政治変革です。政治改革というのは外見的な政治システム、外見的な政治構造を積極的に見える形で変えていくことは政治改革です。それに対しまして、政治変革というのは、内面的な政治意識、政治機能が無意識的に変化していくことです。そういう違う概念が中国の政治状況を見るときは必要です。

なぜそういうことが必要かといいますと、それは中国はどんな社会かということに関係しています。じゃあ、中国はどんな社会かといいますと、大体皆さん、よくしゃべっているのは、中国はいまだに社会主義というふうに言うんですけれども、一党支配を今守っているという点ではまだ社会主義かもしれませんけれども、しかし小口先生が今報告した中で述べたように、財産関係など見てみますと、もはや社会主義ではないです。もう、正真正銘の資本主義になっています。そういう意味で、中国を見るときは、社会主義か資本主義かという、社会体制で見るのではなく、もう一つのより本質を見ることのできる概念が必要です。

それは何かというと、社会特質という概念です。要するに、中国社会の原点は何か。中国社会で何が一番通じる社会的な力かという視点から見る必要があります。そういう視点から私は、中国社会はいわゆる「権力社会」と呼んでいます。どういうことかといいますと、中国で一番通じる社会的な力、一番原点的なものは何かというと、国家権力です。そういう権力社会において、積極的に見えるような政治改革をやることは常に限度を伴っています。どういう限度を伴っているかという、それは権力からしますと、常

に自分自身を変えることを意味しているんです。自然に抵抗感が出てきます。そういう現実を見ていて、中国での政治変動は、政治改革は出発点としてみるのではなくて、むしろ政治改革は終着点です、最後になるというように見て、それまでにはむしろ政治変革を追求すべきである。政治変革の状況を見ることが必要である。そういう意味で、中国の政治のことを政治改革をいきなり出すというより、政治変革という視点から見て、その政治変革は刑事法、法律に対してどういう影響が出ているのかを見るのが適当であります。

そういう視点で、私はこうみています。つまり、1978年以後の改革開放以後の中国において、政治改革はそれほど大きくやっていないんです。いまだにやっていない。しかし、他方では、政治変革はとても大きかったです。政治改革はあまりしていませんけど、しかし、その周りにいる政治的な意識、政治的な機能は大きく変わっています。では、どう変わっているかといいますと、一つは経済改革による政治権力の機能と権威の低下という現象がまず出てきています。要するに、経済改革の成功により、かえって国民生活の中で政治権力の地位や機能や権威が低下してきている。もう一つは、情報化時代、ネット時代によって、その政治改革をやっていない中国、一党支配をやっている中国でも、ネットによる力はかつてないほど強くなっているということです。そして3番目はどういうことかということ、今はグローバル化時代でありまして、そのグローバル化時代によって、外部は中国の権力に対して大きな影響を及ぼしています。どういう影響かということ、権力は物事を運ぶにあたってただ国内の事情だけでやっていけなくなった時代です。国内的な事情を考慮すると同時に国外の事情、アメリカ、日本などの外部はどう反応しているのか、国際社会はどう反応しているか、そこから政治をするようになっていきます。

大体、政治変革によってこういうような変動が出てきてまして、その変動によって刑事法、私の専門としている刑事法にとってどんな意味合いをもっているかということ、一つは、かつて刑事法は完全に政治権力の一部から、今度は法律としての専門性の領域空間が形成されるようになりました。不完全ながらも、専門としての法律、専門としての刑事法という空間領域が今中国でできています。それが一つです。

もう一つは、従来は、刑事法は国家権力だけとの関係で語られています。どうしても指導者の顔だけ見ればいいというようなことですが、そこから今度、国家権力側の目と国民の目の両方を見なければならなくなっているわけです。それは2番目の変化です。要するに、国家権力、市民世論という新たな座標はできて、今の刑事法がその中に入っています。そして、3番目、先ほど言ったように、専ら国内法としての刑事法から国内法と国際法としての刑事法という意味合いを持つようになったわけです。そういう変化の中で、実は改革開放以後の中国の刑事法は大きく変貌してきています。

その具体的な内容は、きょうここに来ている小口先生はとても先駆者、一番最初から研究していますし、そして後で報告してくださる但見先生も私より詳しいですけども、私はここで大体のアウトラインだけを述べますと、一つは刑事実体法、いわゆる刑法上、どんな変化があったかということ、一つは罪刑法定主義は中国でやっと定着したんです。きょう、会議の前に浜先生と話しまして、中国の最初の刑法典は1979年に作られたんですけども、その時の刑法の中には罪刑法定主義はありませんでした。代わりにどういうことを認めていたかということ、類推制度と遡及法。類推制度は刑法上犯罪であると規定していなければ、最も類似した罪名を適用して処罰するという制度で、遡及法というのは、あとで作った法律はその前の行為に遡って適用することです。

79年の刑法の中には、まだそういうことはあったんですけども、しかし、97年の今の刑法の中にはそういうことはなくなったわけです。そうしますと、皆さんこれは当然なことだと思いますけれども、それと関係しまして、今、日本で皆さん訊きたいのは、日本では今遡及法を認めた法律があるんでしょうかと訊

いたら、皆さん日本は法治国家でそういうことはないと答えるでしょう。しかし、実は私の目から見ますと、今、日本は2つの法律はある意味では罪刑法定主義に反しているのではないかというふうに見ています。

一つは、いわゆる殺人などの犯罪の時効撤廃という法律が今年の5月に成立したわけです。その法律は、要するに殺人事件は永遠に懲罰できるようにしたわけです。従来は15年捜査して終わってればもう捜査しないで済む。今度は永遠に捜査できるようになったわけです。そうしますと、その法律はどこが罪刑法定主義に違反しているかというと、その法律が定めた中身は、その法律ができて後に適用するわけではなくて、それまでの行為にまで遡って適用するようになっているわけです。これが一つ問題かなと。

もう一つは、皆さん関係しています検察審査会という制度がありまして、2回目に検察審査会で評決が出ていれば強制起訴になります。その強制起訴自身はいいか悪いか別として、その法律もまた、その法律ができるまでの過去の事件に遡って適用されることが可能になっています。そういう意味でいうと、とても不思議に思っていますので、日本の法律家はなぜみんなそこは何も言わないのかという、ちょっと余計なことですけども、一応、中国はやっと97年になっていて、罪刑法定主義をとるようになったわけです。

2番目ですね、改革開放以後はどういう変化にあるかというと、死刑ですよ。皆さん多分知っていると思いますけど、今、世界で一番死刑が多い国は中国です。刑法上は死刑が適用できる罪名は68もあります。その68の罪名の特徴を見ますと、2つです。1つは、金、所有権、経済に関係のある死刑の罪名は52%に達しています。要するに、金、財産、経済のために頭を切るという罪名は52%もあります。もう1つは、普通、死刑の場合は殺人、強盗、強姦という、いわゆる暴力犯罪に対してやるんですけれども、中国の68の死刑罪名の中には、暴力と関係している罪名はわずか15%です。あとの85%は暴力行為とは関係ないです。そのことに関しまして、ちょっと国際社会批判がありまして、やっと最近になりまして中国もそれを改善するようにしたわけです。

どういうことかという、ことしの8月に一応刑法に対する第8回の改正の法案を全国人民代表大会に提出しまして、13の死刑罪名を減らそうと。要するに、金、経済、所有権に関する死刑罪名を除外しようという法律を出したんですが、残念ながらまだ採択されていないんですけれども、ことし中には採択されるそうです。これはいわゆる刑事実体法上の変革、進化ですけれども、次は手続き法上、どういふ変化があったかで、一つは無罪推定という原則は、これも1997年になってやっと中国で導入されたんです。次はこういうことが変革されたかという、証拠法の整備ですよ。要するに、違法収集した証拠は証拠として認めないよというような発想、ルールがやっと去年中国でできたわけです。そして、3番目はどういふ手続法上の変化があったかという、死刑事件に関する手続きは、若干厳しくしたわけです。昔はわりとたやすく死刑事件を言い渡すことができたんですけれども、今は厳しくしたということです。詳しくは、これは小口先生と但見先生の論文を読んでいけばわかると思います。

それで3番目は行刑法、要するに刑務所、有罪が確定された人間を刑務所に収容されたことに関する法律ですけれども、それはどう変化したかという、一つは従来の中国の刑務所で何をやるかという、受刑者を「革命的な人間」に改造するというような発想ですよ。「革命的な人間」に改造する、それに対して、1994年から、「革命的な人間」を消して、「法律を守る人間に変わる」というような行刑の目標が変わったわけです。もう一つは、受刑者の法的な地位、従来は刑務所に入った人間はもう客体でしかなく、改造の客体です、独立した法的な地位は何もない。権利もないです。それに対して、1994年から、やっと受刑者も一定的な法的な地位を持つ。一定的な権利を有するというふうになったわけです。大体そういうふうな変化が出てきていますけれども、最後に、ここまでの話ですと、今大体中国の変化はいい方に変

わって、どのようにいい方向へ変わっているかを話したんですけれども、しかし、このいい方に変わっているというのは、あくまでも過去に比べてのことでありまして、国際社会を通じた基準からしますと、まだまだ不十分であります。具体的に言いますと、一つは、中国社会は「権力社会」という特質から限界がきていますし、また、政治改革をあまり徹底的にやっていないことから、一定の限界がきています。

どういう限界かという、一定の時期、一定の領域、一定の事項に関しまして、あまり進歩していないところはまだあります。特に、法適用のキャンペーンですよね。集中的に、行政的に法律を適用するというキャンペーンが時々まだやると。それが一つの限界です。もう一つは、今、新しいことで、ネット社会、大衆世論が重要になりましたが、それは二面性のあるものでありまして、ネット、大衆によって法律の実施は完全に潰されるとか、法律のあり方を潰されるという事態が今中国で時々起こっています。そして3番目は、司法の担い手自身の問題でありまして、腐敗の問題などのいろいろな問題がありまして、それもその進歩を妨げています。

そして将来はどうすべきかという、将来は権力、大衆、刑事法自身という三者の中で刑事法の進化、改革を求めていくべきというふうに私は思っています。ご静聴ありがとうございます。(拍手)

* 司会：

王先生、どうもありがとうございました。